Environmental Law / Sustainability Newsletter

2025年1月号

森・濱田松本法律事務所 環境法プラクティスグループ・ESG/SDGs プラクティスグループ

改正クリーンウッド法の概要



弁護士 川端 健太 TEL. 03-6266-8743 <u>kenta.kawabata@morihamad</u> <u>a.com</u>



弁護士 水本 真矢 TEL. 03-5223-7752 <u>shinya.mizumoto@morihama</u> da.com

MORI HAMADA

弁護士 平田 亜佳音 TEL. 03-6266-8759 <u>akane.hirata@morihamada.c</u> om

I. はじめに

2025 年 4 月 1 日より「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(以下「クリーンウッド法」といいます。)の改正が施行されます。

改正後のクリーンウッド法では、木材関連事業者のうち第一種木材関連事業者(国内市場に最初に木材等を持ち込む事業者)に対して、調達する木材等の合法性の確認等が義務付けられます。また、小売事業者(消費者に対して木材等を販売する事業者)が木材関連事業者に含められ、木材関連事業者に課されている各種努力義務の対象となります。

本号では、2 ヶ月後に施行を控える改正クリーンウッド法について、ポイントを紹介しつつ、あわせて 2025 年 12 月 30 日より適用開始が予定されている EU 森林破壊フリー製品規則(EUDR)¹との違いを 概説します。

¹ EU 森林破壊フリー製品規則(EUDR)については <u>ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN 2024 年 10 月号(Vol.9)</u>及び <u>ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN 2024 年 11 月号(Vol.10)</u>をご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

Ⅱ. 改正の概要

1. 第一種木材関連事業者による合法性の確認等

改正前のクリーンウッド法は、事業者全般の義務として、合法伐採木材等を利用する努力義務を定めるのみでしたが、今回の改正より、木材関連事業者のうち第一種木材関連事業者に対して、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等を調達するにあたり、①原材料情報の収集、②合法性の確認、③記録の作成・保存、④川下の木材関連事業者への情報伝達を行うことが義務付けられました。①③④の履行に疑義がある場合は、農林水産大臣及び事業所管大臣による指導・助言、勧告、事業者名の公表、命令の対象となり、命令に違反した場合には100万円以下の罰金が課される可能性があります(他方、②については現状これらの措置は定められていません。)。

(1)第一種木材関連事業者

合法性の確認等は木材関連事業者のうち第一種木材関連事業者(国内市場に最初に木材等を持ち込む事業者)に義務付けられています。第一種木材関連事業者は具体的には以下のような事業者が該当します。

1. 国産材を取り扱う事業者

- (1) 素材生産販売事業者から素材(丸太等)を購入する事業者
 - ① 伐採事業者から丸太を購入する製材工場
 - ② 原木市場
 - ③ 原木を購入して輸出する事業者
- (2) 素材生産販売事業者から素材(丸太等)の販売を受託する事業者
 - ①原木市場
 - ② 原木流通事業者
- (3) 自ら所有する樹木を伐採し加工する事業者
 - ① 自社林を自社工場で製材し販売する事業者(伐採の直営、委託を問わない)

2. 輸入材を取り扱う事業者

- (1) 木材等の輸入を行う事業者
 - ① 輸入商社
 - ② 代行輸入事業者
 - ③ 自ら輸入を行う合板工場等

他方、素材生産販売事業者や第一種木材関連事業者から調達を行う製材工場、流通事業者、建築事業者

等第一種木材関連事業者に該当しない木材関連事業者(第二種木材関連事業者)については合法性の確認 は義務付けられていません。素材生産販売事業者は第一種木材関連事業者に対して合法性の確認に資する 情報を提供する義務を負い、第二種木材関連事業者は下記 2.のとおり木材等の譲渡の相手方(消費者を含 む。)に対して情報伝達を行う努力義務等を負います。

クリーンウッド法の対象となる「木材等」は、木材以外にも木材を加工し又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品が含まれ、具体的には以下が該当します。

木材

- (1)素材(丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む)
- (2) 板材、角材及び円柱材(化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたものを含む)
- (3)単板、突き板及び構造用パネル (OSB)
- (4)(2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの(合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等)(DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む)
- (5) のこくず・木くず(棒状、ブリケット状、 ペレット状等の形状に凝結させてある か否かを問わない)、チップ及び小片 (端材、たが材、くい、チップウッド等 の粗の木材を含む)

木材を加工し、又は主たる原料として 製造した家具、紙等

- 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの
- 2. 木材パルプ
- 3. コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの²
- 4. フローリングのうち、基材に木材を使用したもの
- 5. 木質系セメント板
- 6. サイディングボードのうち、木材を使用したもの
- 7. 戸(主たる部材に木材を使用したものに限る。)及びその枠(基材に木材を使用したものに限る。)
- 8. 1~7 の物品の製造又は加工の中間 工程で造られたものであって、以後の 製造又は加工の工程を経ることによ って当該物品となるもののうち、木材

² 印刷を行った紙は木材等に該当しません(改正クリーンウッド法 Q&A No.25)。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

又は木材パルプを使用したもの

(2)合法性の確認

①合法性の確認方法

第一種木材関連事業者は、遅くとも木材等を次の者へ譲り渡すときまでに、調達する木材等について合法性の確認を行う義務を負います。確認する内容は「木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうか」とされており、「違法伐採」の内容は法文上必ずしも明確ではないものの、「合法伐採木材等」の定義からすれば、「日本の法令・条例又は原産国の法令に適合しない伐採」となります。

合法性の確認は、収集した原材料情報及び国が提供する情報や取引実績等の関連情報を踏まえて、違法 伐採リスクが無視できるレベルであるか否かを事業者自身が判断します。原材料情報が揃えば機械的に「合 法性確認木材等」となるわけではなく、また、逆に原材料情報のいずれかが揃わない場合でも、収集できた 情報及びその他関連情報等を踏まえて「合法性確認木材等」と判断し得る可能性もあり、関連情報の確認も 重要となります。例えば、調達した木材・木材製品の原材料となっている樹木証明の情報を取得できなくて も、樹種や伐採地域から違法伐採リスクが低いと評価することは可能と考えられます³。反対に、証明情報を 取得できても、その国で汚職や腐敗が行われている可能性が高く、違法伐採も知られている場合には、取引 先との合法的に伐採された木材に関する契約などと合わせなければ、違法伐採リスクが低いと評価することは難しいと考えられます。いずれの場合においても、収集等した情報を確認し、合法性の確認に至った経 緯を説明できるようにすることが重要です。

合法性の確認に当たっては、「改正クリーンウッド法における合法性の確認(デュー・デリジェンス)の手引き⁴」において、リスクベースアプローチが推奨されています。すなわち、違法伐採リスクは取り扱う木材等や調達先等によって異なり、画一的な対応を行った場合、合法性の確認が不十分になったり、事業者負担が過大になったりするため、リスクの大きさに応じた優先順位付けを行うことで効率的かつ効果的に合法性の確認を行うことが推奨されています。

②合法性が確認できなかった場合

確認の結果、当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当するリスクが無視できるレベルであると判断された場合には、合法性確認木材等として当該木材等を流通させることができます。これに対し、当該木材等の違法伐採リスクが無視できないレベルであると判断された場合には、合法性確認木材等でない木材等として流通されなければなりません。クリーンウッド法は、合法性の確認ができなかった木材についても流通を禁止するものではありませんが、合法性の確認ができなかった場合には、次の取引に際し信頼性の高い取

³ 但し、原材料情報のいずれも収集等できない場合は、補足情報を確認するまでもなく、合法性確認木材等でない木材等であると 判断することが望ましいとされています。

^{4 &}lt;a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/attach/pdf/summary-26.pdf">https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/attach/pdf/summary-26.pdf
当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

引を選定するなど、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するための措置に取り組むことが努力義務として規定されており、これによって合法性確認木材等の割合が高まっていくことが期待されています。

2. 小売事業者の木材関連事業者への追加

改正前のクリーンウッド法では消費者に対する木材等の販売は明確に木材関連事業者の定義から除外されていましたが、今回の改正により当該規定が削除され、小売事業者も木材関連事業者に含まれることとなりました。

木材関連事業者については、第一種木材関連事業者も含めて、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するための以下の措置を取る努力義務を負います。

1. 体制の整備

- ✓ 責任者の設置
- ✓ 取組方針の作成

2. 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置

✓ 取引相手の選定にあたっては、国が提供する情報や取引実績等を踏まえる

3. 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置

- ✓ 合法性確認木材等でない木材等を譲り受けた場合、次の事業者選定にあたり見直 しを検討する
- ✓ 違法伐採に係る木材等を譲り受けた場合、取引相手の変更の検討等を行う

4. 消費者等への情報伝達

- ✓ 合法性確認木材等であるか否かについて消費者等で情報伝達を行う
- ✓ 方法としては、電子メールや FAX を送信、クラウド上にアップロードし当該 URL を 伝達、書状や CD ロム等の記録媒体を渡す、包装に印字、納品書等に印字等の他、 店舗の掲示板に URL や二次元バーコードを示し、当該ウェブサイトに合法性確認 情報を掲載する等の間接的な方法も可

5. その他の措置

✓ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関係する登録、認証若しくは認定を受けている場合、木材等を譲り渡す際に、登録事業者等である旨の情報を譲渡の相手方に提供する

以上に加えて、第二種木材関連事業者は以下の努力義務を負います。

1. 情報の受取

- ✓ 他の木材関連事業者から情報を受け取る
 - ① 第一種木材関連事業者から受け取る場合:原材料情報の記録に関する情報及び合法性確認木材等であるか否か
 - ② 第二種木材関連事業者から受け取る場合:合法性確認木材等であるか否か
- ✓ 合法性確認木材等か否かに関する情報が伝達されない際に、川上の木材関連事業者に対して合法性確認木材等か否かに関する情報のリクエストを行う

2. 情報の保存

- ✓ 内容:合法性確認木材等であるか否か(原材料情報の記録に関する情報は保存不要)
- ✓ 方法:紙又は電子
- ✓ 作成の期限:遅くとも木材等を次の者へ譲渡する時まで
- ✓ 保存期間:作成の日から 5 年間(但し、譲受から譲渡まで 5 年を超える場合は譲渡の時まで)

3. 情報の伝達

- ✓ 他の木材関連事業者に対して合法性確認木材等であるか否かの情報を伝達する (原材料情報の記録に関する情報は伝達不要)
- ✓ 方法:電子メールや FAX を送信、クラウド上にアップロードし当該 URL を伝達書 状や CD ロム等の記録媒体を渡す、包装に印字、納品書等に印字等

他方、木材関連事業者となったことにより、上記の措置を講ずる者として登録木材関連事業者の登録を受け、事業において登録木材関連事業者の名称を用いることができるようになります。

Ⅲ. EUDR との違い

今回のクリーンウッド法の改正は、EUDR と同様の流れに位置づけられますが、その内容には相応の違いがあります。

①対象

対象について、まず、EUDR の対象品目は木材のみではなく、牛、カカオ、コーヒー、パームオイル、ゴム、大豆及びこれらの関連製品を含みます。したがって、EUDR の方が、クリーンウッド法の対象となる木材等よりも広い品目を対象としています。

次に、合法性の確認が必要となる行為について、クリーンウッド法は日本国内の市場に最初に木材等を持

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ち込む行為(素材の調達等)を対象とします。EUDR はこれに加えて、EU 市場から EU 市場外に輸出する場合にも合法性要件等が必要としています。もっとも、クリーンウッド法の下でも、第一種木材関連事業者が海外への輸出のために素材の調達等を行う場合は、原材料情報の収集、合法性の確認、記録の作成・保存が義務付けられています(情報伝達は努力義務)。

他方、EUDR では事業規模により適用開始時期や義務の内容に差が設けられていますが、クリーンウッド 法においては事業規模にかかわらず、第一種木材関連事業者に該当する者は等しく 2025 年 4 月 1 日より合法性の確認を行う義務を負います。

②合法性の内容

上記のとおり、クリーンウッド法に基づき確認する必要がある合法性とは、日本の法令・条例又は原産国の法令に適合して伐採されたか否かであり、伐採が行われた森林の持続可能性や生物多様性等の確認を求めるものではありません。これに対し、EUDRでは森林関連法令以外にも、国際的に保護された人権、自由意思による事前の十分な情報に基づく同意の原則、税金・反贈収賄・通商・関税等に従ったものであるかも確認する必要があります。

③合法性が確認できなかった場合

合法性が確認できなかった場合、クリーンウッド法の下では、合法性確認木材等でない木材等として流通させること自体は可能であり、次の取引に際し信頼性の高い取引先を選定するなど、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき努力義務を負うにとどまります。これに対し、EUDRでは、合法性要件を満たさない場合、流通自体が禁止されます。

④合法性の確認結果

クリーンウッド法の下では、合法性の確認結果は、記録を作成・保存するとともに、川下の事業者や消費者に伝達すれば足ります(一定の第一種木材関連事業者に対して定期報告が義務付けられていますが、合法性の確認結果の報告は求められません。)。他方、EUDRにおいては、関係当局にデューデリジェンス報告書を提出することが求められ、他の事業者が参照することが想定されています。

以上のとおり、2025 年 12 月 30 日より適用開始が予定されている EUDR は、改正クリーンウッド法よりも広範・厳格な内容を定めています。そのため、今後の日本における同種の規制の導入の可能性を含め、今後の動きに注目が必要です。

IV. おわりに

木材関連事業者が違法伐採木材等を取り扱ってしまった場合、改正クリーンウッド法に基づく罰則等の措置は無いものの、違法伐採による環境や社会への悪影響を引き起こす要因になってしまうだけでなく、違法伐採リスク管理に対する適切な DD を実施していないと社会的にとらえられ、それに伴い、様々な経営リスク(自社の調達方針に反するリスクやレピュテーションリスク等)が生じることも想定されます。適切な DD を実施することは本法の遵守のためだけでなく、企業の経営リスクを抑える観点からも重要と考えられます。

他方で、上記II.の 2.の措置を実施し、登録木材関連事業者の登録を受けること等により、調達先選定や 消費者の購入シーン等で競合との差別化を図ることが可能となり、競争力強化につながることも期待でき るため、積極的な対応を進めることも重要です。